選挙運動用自動車運送の一般運送契約書（ハイヤー方式）

　千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

５　契約金額　　金　　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　（内訳 １日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

６　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

　千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

５　契約金額　　金　　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２　供給場所　　　所在地

　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

４　契約金額　　　金　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　　（内訳　単価１リットル当たり　　　　円×　　リットル）

　　　　　　　　　ただし、燃料供給の料金は、燃料供給当日の店頭価格（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）に燃料供給量を乗じて得た料金とし、供給する期間の累計額と上記の契約金額が異なる場合には、その累計額をもって契約金額とする。

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車運転手契約書

　千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２　運転する自動車の登録番号又は車両番号

３　期　　間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　原則として、毎日　　時　　分から　　時　　分まで

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

４　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込み）

　　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

　千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

２　作成枚数　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込）

　（内訳　単価　　　　円　　　　銭（税込）×　　　　　枚）

４　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスター作成契約書

　千代田町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

２　作成枚数　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込）

　（内訳　単価　　　　　円（税込み）×　　　　枚）

４　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「千代田町議会議員及び千代田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」に基づき、千代田町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が千代田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により千代田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　千代田町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印